介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

：令和8年6月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
　１　訪問介護費
　２　訪問入浴介護費
　３　訪問看護費
　４　訪問リハビリテーション費
　５　居宅療養管理指導費
　６　通所介護費
　７　通所リハビリテーション費
　８　短期入所生活介護費
　９　短期入所療養介護費
　　イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
　　ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
　　ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費
　　ニ　（削除）
　　ホ　介護医療院における短期入所療養介護費
　１０　特定施設入居者生活介護費
　１１　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
　　居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
　１　介護福祉施設サービス
　２　介護保健施設サービス
　３　（削除）
　４　介護医療院サービス

［脚注］
　1. 単位数算定記号の説明
　　＋○○単位　　⇒　　所定単位数　＋　○○単位
　　－○○単位　　⇒　　所定単位数　－　○○単位
　　×○○／100　⇒　　所定単位数　×　○○／100
　　＋○○／100　⇒　　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100
　　－○○／100　⇒　　所定単位数　－　所定単位数×○○／100

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算		注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ　身体介護	(1)　20分未満 (163単位)	−1／100	−1／100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに＋65単位（195単位を限度）	×200／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	特定事業所加算(Ⅰ) ＋20／100 特定事業所加算(Ⅱ) ＋10／100 特定事業所加算(Ⅲ) ＋10／100 特定事業所加算(Ⅳ) ＋3／100	特定事業所加算(Ⅴ) ＋3／100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70／100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93／100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く） ×88／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき ＋100単位
	ロ　生活援助	(1)　20分以上45分未満 (179単位)													
		(2)　45分以上 (220単位)													
	ハ　通院等乗降介助	(1回につき　97単位)													
ニ　初回加算		(1月につき　＋200単位)													
ホ　生活機能向上連携加算		(1)　生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき　＋100単位)													
		(2)　生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき　＋200単位)													
ヘ　口腔連携強化加算		(1回につき　＋50単位(1月に1回を限度))													
ト　認知症専門ケア加算		(1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　＋3単位)													
		(2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　＋4単位)													
チ　介護職員等処遇改善加算		(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき　＋所定単位×270／1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計												
		(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき　＋所定単位×287／1000)													
		(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき　＋所定単位×249／1000)													
		(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき　＋所定単位×266／1000)													
		(5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×207／1000)													
		(6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋所定単位×170／1000)													

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 （1回につき 1,266単位）	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10/100	＋5／100

ロ 初回加算	（1月につき ＋200単位）

ハ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき ＋3単位）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき ＋4単位）

ニ 看取り連携体制加算	（死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき ＋64単位）

ホ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき ＋44単位）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき ＋36単位）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき ＋12単位）

ヘ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×122／1000）
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×133／1000）
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×116／1000）
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×127／1000）
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×101／1000）
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×85／1000）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

3 訪問看護費

		注	注	注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分		准看護師の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算（Ⅰ）	複数名訪問加算（Ⅱ）	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	特別管理加算	専門管理加算	ターミナルケア加算	遠隔死亡診断補助加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合
イ 指定訪問看護ステーションの場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （314単位）	×90／100																			
	（2） 30分未満 （471単位）																				
	（3） 30分以上1時間未満 （823単位）													1月につき＋600単位	1月につき＋574単位						
	（4） 1時間以上1時間30分未満 （1,128単位）							＋300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100											1回につき－8単位
	（5） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （294単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90／100									事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100											
ロ 病院又は診療所の場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （266単位）	×90／100	－1／100	－1／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	30分未満の場合＋254単位 30分以上の場合＋402単位	30分未満の場合＋201単位 30分以上の場合＋317単位	＋300単位	＋800単位		＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき＋325単位	1月につき＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合＋500単位又は（Ⅱ）の場合＋250単位	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 1月につき＋250単位（月1回を限度） 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 1月につき＋250単位（月1回を限度）	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合＋2,500単位	＋150単位		
	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （399単位）							＋300単位													
	（2） 30分未満 （574単位）													1月につき訪問看護ステーションの場合＋600単位 病院又は診療所の場合＋325単位	1月につき訪問看護ステーションの場合＋574単位 病院又は診療所の場合＋315単位					－97単位	
	（3） 30分以上1時間未満 （844単位）																				
	（4） 1時間以上1時間30分未満																				
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2，961単位）		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98／100																			

ニ 初回加算	（1）初回加算（Ⅰ）	（1月につき ＋350単位）
	（2）初回加算（Ⅱ）	（1月につき ＋300単位）
ホ 退院時共同指導加算		（1回につき ＋600単位）
ヘ 看護・介護職員連携強化加算		（1月につき ＋250単位）
ト 看護体制強化加算 （イ及びロを算定する場合のみ算定）	（1） 看護体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき ＋550単位）
	（2） 看護体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき ＋200単位）
チ 口腔連携強化加算		（1回につき ＋50単位（1月に1回を限度））

リ サービス提供体制強化加算	（1）イ及びロを算定する場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき ＋6単位）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき ＋3単位）
	（2）ハを算定する場合	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋50単位）
		（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋25単位）

ヌ 介護職員等処遇改善加算	（1月につき ＋所定単位×18／1000）

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4　訪問リハビリテーション費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算		注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	注 口腔連携強化加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（基準に該当する場合に限る。）
イ　訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき　308単位	－1／100	－1／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	リハビリテーションマネジメント加算（イ） 1月につき ＋180単位 リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 1月につき ＋213単位	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき ＋270単位	1日につき ＋240単位 （退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度）	1回につき ＋50単位 （1月に1回を限度）	1回につき －50単位 （退院後1月以内であって、入院していた医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない）
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ　退院時共同指導加算		（600単位を加算）												
ハ　移行支援加算		（1日につき　17単位を加算）												
ニ　サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき　＋6単位）												
	(2)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき　＋3単位）												
ホ　介護職員等処遇改善加算		（1月につき　＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計											

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5　居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位	注 医療用麻薬持続注射療法加算 ＋250単位	注 在宅中心静脈栄養法加算 ＋150単位
イ　医師が行う場合 （月2回を限度）	(1)　居宅療養管理指導費（Ⅰ） （(2)以外）	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（515単位）	＋15／100	＋10／100	＋5／100			
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（487単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（446単位）						
	(2)　居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（299単位）						
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（287単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（260単位）						
ロ　歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（517単位）							
	(2)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（487単位）							
	(3)　(1)及び(2)以外の場合　（441単位）							
ハ　薬剤師が行う場合	(1)　病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（566単位）						
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（417単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（380単位）						
	(2)　薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（518単位）						
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（379単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（342単位）						
		(四)　情報通信機器を用いて行う場合 （月4回を限度）　（46単位）						
ニ　管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1)　当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（545単位）	＋15／100	＋10／100	＋5／100			
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（487単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（444単位）						
	(2)　当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（525単位）						
		(二)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（467単位）						
		(三)　(一)及び(二)以外の場合　（424単位）						
ホ　歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1)　単一建物居住者1人に対して行う場合　（362単位）							
	(2)　単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合　（326単位）							
	(3)　(1)及び(2)以外の場合　（295単位）							

※　ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※　ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。
※　ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (370 単位)					×70/100																									
		要介護2 (423 単位)																														
		要介護3 (479 単位)																														
		要介護4 (533 単位)																														
		要介護5 (588 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (388 単位)																														
		要介護2 (444 単位)																														
		要介護3 (502 単位)																														
		要介護4 (560 単位)																														
		要介護5 (617 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (570 単位)																														
		要介護2 (673 単位)																														
		要介護3 (777 単位)																														
		要介護4 (880 単位)																														
		要介護5 (984 単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (584 単位)																														
		要介護2 (689 単位)																														
		要介護3 (796 単位)																														
		要介護4 (901 単位)																														
		要介護5 (1,008 単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (658 単位)																														
		要介護2 (777 単位)																														
		要介護3 (900 単位)																														
		要介護4 (1,023 単位)																														
		要介護5 (1,148 単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (669 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																							
		要介護2 (791 単位)																														
		要介護3 (915 単位)																														
		要介護4 (1,041 単位)																														
		要介護5 (1,168 単位)																														
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (358 単位)	×70/100	×70/100	−1／100	−1／100	×70/100	+3/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位 (月2回を限度)	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +160単位 (月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 (409 単位)																														
		要介護3 (462 単位)																														
		要介護4 (513 単位)																														
		要介護5 (568 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (376 単位)					×70/100																									
		要介護2 (430 単位)																														
		要介護3 (486 単位)																														
		要介護4 (541 単位)																														
		要介護5 (597 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (544 単位)																														
		要介護2 (643 単位)																														
		要介護3 (743 単位)																														
		要介護4 (840 単位)																														
		要介護5 (940 単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (564 単位)																														
		要介護2 (667 単位)																														
		要介護3 (770 単位)																														
		要介護4 (871 単位)																														
		要介護5 (974 単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (629 単位)																														
		要介護2 (744 単位)																														
		要介護3 (861 単位)																														
		要介護4 (980 単位)																														
		要介護5 (1,097 単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (647 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																							
		要介護2 (765 単位)																														
		要介護3 (885 単位)																														
		要介護4 (1,007 単位)																														
		要介護5 (1,127 単位)																														
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (345 単位)																														
		要介護2 (395 単位)																														
		要介護3 (446 単位)																														
		要介護4 (495 単位)																														
		要介護5 (549 単位)																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (362 単位)					×70/100																									
		要介護2 (414 単位)																														
		要介護3 (468 単位)																														
		要介護4 (521 単位)																														
		要介護5 (575 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (525 単位)																														
		要介護2 (620 単位)																														
		要介護3 (715 単位)																														
		要介護4 (812 単位)																														
		要介護5 (907 単位)																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (543 単位)																														
		要介護2 (641 単位)																														
		要介護3 (740 単位)																														
		要介護4 (839 単位)																														
		要介護5 (939 単位)																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (607 単位)																														
		要介護2 (716 単位)																														
		要介護3 (830 単位)																														
		要介護4 (946 単位)																														
		要介護5 (1,059 単位)																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (623 単位)							9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																							
		要介護2 (737 単位)																														
		要介護3 (852 単位)																														
		要介護4 (970 単位)																														
		要介護5 (1,086 単位)																														

ニ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

ホ	介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき ＋所定単位×111／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき ＋所定単位×120／1000)	
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき ＋所定単位×109／1000)	
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき ＋所定単位×118／1000)	
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×99／1000)	
		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋所定単位×83／1000)	

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

| 基本報酬 | | |

介護 4

基本部分

| | | |

8 短期入所生活介護費

基本部分				注 連続61日以上短期入所生活介護を行った場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 共生型短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型短期入所生活介護費	（一） 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1（ 645 単位）	589単位	×97／100	×70／100		×70／100		−1/100	−1/100	−1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき ＋13単位
			要介護2（ 715 単位）	659単位										
			要介護3（ 787 単位）	732単位										
			要介護4（ 856 単位）	802単位										
			要介護5（ 926 単位）	871単位										
		（二） 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1（ 645 単位）	589単位										
			要介護2（ 715 単位）	659単位										
			要介護3（ 787 単位）	732単位										
			要介護4（ 856 単位）	802単位										
			要介護5（ 926 単位）	871単位										
	（2） 併設型短期入所生活介護費	（一） 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1（ 603 単位）	573単位										
			要介護2（ 672 単位）	642単位										
			要介護3（ 745 単位）	715単位										
			要介護4（ 815 単位）	785単位										
			要介護5（ 884 単位）	854単位										
		（二） 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1（ 603 単位）	573単位										
			要介護2（ 672 単位）	642単位										
			要介護3（ 745 単位）	715単位										
			要介護4（ 815 単位）	785単位										
			要介護5（ 884 単位）	854単位										
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型ユニット型短期入所生活介護費	（一） 単独型ユニット型短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要介護1（ 746 単位）	670単位					×97／100					
			要介護2（ 815 単位）	740単位										
			要介護3（ 891 単位）	815単位										
			要介護4（ 959 単位）	886単位										
			要介護5（ 1,028 単位）	955単位										
		（二） 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1（ 746 単位）	670単位										
			要介護2（ 815 単位）	740単位										
			要介護3（ 891 単位）	815単位										
			要介護4（ 959 単位）	886単位										
			要介護5（ 1,028 単位）	955単位										
	（2） 併設型ユニット型短期入所生活介護費	（一） 併設型ユニット型短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要介護1（ 704 単位）	670単位										
			要介護2（ 772 単位）	740単位										
			要介護3（ 847 単位）	815単位										
			要介護4（ 918 単位）	886単位										
			要介護5（ 987 単位）	955単位										
		（二） 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1（ 704 単位）	670単位										
			要介護2（ 772 単位）	740単位										
			要介護3（ 847 単位）	815単位										
			要介護4（ 918 単位）	886単位										
			要介護5（ 987 単位）	955単位										

注 専従の機能訓練指導員を配置している場合	注 個別機能訓練加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 看護体制加算（Ⅲ）	注 看護体制加算（Ⅳ）	注 医療連携強化加算	注 看取り連携体制加算	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない
1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋4単位	1日につき ＋8単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位	1日につき ＋58単位	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき ＋64単位	1日につき ＋13単位	1日につき ＋15単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位	1日につき ＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき −30単位
								1日につき ＋18単位	1日につき ＋20単位					

1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位
×97／100	1月につき ＋100単位

ハ 口腔連携強化加算	（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））

ニ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

ホ 在宅中重度者受入加算	（1） 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	（2） 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	（3） （1）（2）いずれの看護体制加算も算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	（4） 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）

ヘ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）

ト 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）

チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

リ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	（1月につき ＋所定単位×163／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	（1月につき ＋所定単位×176／1000）	
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	（1月につき ＋所定単位×159／1000）	
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	（1月につき ＋所定単位×172／1000）	
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×136／1000）	
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋所定単位×113／1000）	

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 室料相当額控除	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【基本型】	要介護1 （ 753 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −26単位	1日につき ＋24単位	1日につき ＋240単位	1日につき ＋76単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋120単位	1日につき ＋120単位（要介護4・5に限る）	1日につき ＋51単位	1日につき ＋51単位	片道につき ＋184単位
			要介護2 （ 801 単位）																	
			要介護3 （ 864 単位）																	
			要介護4 （ 918 単位）																	
			要介護5 （ 971 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 819 単位）																	
			要介護2 （ 893 単位）																	
			要介護3 （ 958 単位）																	
			要介護4 （ 1,017 単位）																	
			要介護5 （ 1,074 単位）																	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞【基本型】	要介護1 （ 830 単位）																	
			要介護2 （ 880 単位）																	
			要介護3 （ 944 単位）																	
			要介護4 （ 997 単位）																	
			要介護5 （ 1,052 単位）																	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 902 単位）																	
			要介護2 （ 979 単位）																	
			要介護3 （ 1,044 単位）																	
			要介護4 （ 1,102 単位）																	
			要介護5 （ 1,161 単位）																	
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 790 単位）																	
			要介護2 （ 874 単位）																	
			要介護3 （ 992 単位）																	
			要介護4 （ 1,071 単位）																	
			要介護5 （ 1,150 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 870 単位）																	
			要介護2 （ 956 単位）																	
			要介護3 （ 1,074 単位）																	
			要介護4 （ 1,154 単位）																	
			要介護5 （ 1,231 単位）																	
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 790 単位）							1日につき −26単位										
			要介護2 （ 868 単位）																	
			要介護3 （ 965 単位）																	
			要介護4 （ 1,043 単位）																	
			要介護5 （ 1,121 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 870 単位）																	
			要介護2 （ 949 単位）																	
			要介護3 （ 1,046 単位）																	
			要介護4 （ 1,124 単位）																	
			要介護5 （ 1,203 単位）																	
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1 （ 738 単位）																	
			要介護2 （ 784 単位）																	
			要介護3 （ 848 単位）																	
			要介護4 （ 901 単位）																	
			要介護5 （ 953 単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1 （ 813 単位）							1日につき −26単位										
			要介護2 （ 863 単位）																	
			要介護3 （ 925 単位）																	
			要介護4 （ 977 単位）																	
			要介護5 （ 1,031 単位）																	
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1 （ 836 単位）																	
			要介護2 （ 883 単位）																	
			要介護3 （ 948 単位）																	
			要介護4 （ 1,003 単位）																	
			要介護5 （ 1,056 単位）																	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 906 単位）																	
			要介護2 （ 983 単位）																	
			要介護3 （ 1,048 単位）																	
			要介護4 （ 1,106 単位）																	
			要介護5 （ 1,165 単位）																	
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	要介護1 （ 836 単位）																	
			要介護2 （ 883 単位）																	
			要介護3 （ 948 単位）																	
			要介護4 （ 1,003 単位）																	
			要介護5 （ 1,056 単位）																	
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 906 単位）																	
			要介護2 （ 983 単位）																	
			要介護3 （ 1,048 単位）																	
			要介護4 （ 1,106 単位）																	
			要介護5 （ 1,165 単位）																	
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 959 単位）																	
			要介護2 （ 1,043 単位）																	
			要介護3 （ 1,162 単位）																	
			要介護4 （ 1,242 単位）																	
			要介護5 （ 1,319 単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要介護1 （ 959 単位）				×97／100													
			要介護2 （ 1,043 単位）																	
			要介護3 （ 1,162 単位）																	
			要介護4 （ 1,242 単位）																	
			要介護5 （ 1,319 単位）																	
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 959 単位）																	
			要介護2 （ 1,037 単位）																	
			要介護3 （ 1,135 単位）																	
			要介護4 （ 1,213 単位）																	
			要介護5 （ 1,291 単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設	要介護1 （ 959 単位）																	

| | | |

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	723 単位																
			要介護2	830 単位																
			要介護3	1,064 単位																
			要介護4	1,163 単位																
			要介護5	1,253 単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)＜療養機能強化型A＞＜従来型個室＞	要介護1	753 単位																
			要介護2	866 単位																
			要介護3	1,109 単位																
			要介護4	1,213 単位																
			要介護5	1,306 単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)＜療養機能強化型B＞＜従来型個室＞	要介護1	742 単位																
			要介護2	854 単位																
			要介護3	1,094 単位																
			要介護4	1,196 単位																
			要介護5	1,288 単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞	要介護1	831 単位																
			要介護2	941 単位																
			要介護3	1,173 単位																
			要介護4	1,273 単位																
			要介護5	1,362 単位																
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅴ)＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要介護1	867 単位																
			要介護2	980 単位																
			要介護3	1,224 単位																
			要介護4	1,328 単位																
			要介護5	1,421 単位																
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅵ)＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要介護1	855 単位																
			要介護2	966 単位																
			要介護3	1,206 単位																
			要介護4	1,307 単位																
			要介護5	1,399 単位																
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	666 単位																
			要介護2	773 単位																
			要介護3	933 単位																
			要介護4	1,086 単位																
			要介護5	1,127 単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)＜療養機能強化型＞＜従来型個室＞	要介護1	681 単位																
			要介護2	792 単位																
			要介護3	955 単位																
			要介護4	1,111 単位																
			要介護5	1,154 単位																
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞	要介護1	775 単位																
			要介護2	884 単位																
			要介護3	1,042 単位																
			要介護4	1,196 単位																
			要介護5	1,237 単位																
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)＜療養機能強化型＞＜多床室＞	要介護1	795 単位																
			要介護2	905 単位																
			要介護3	1,066 単位																
			要介護4	1,224 単位																
			要介護5	1,266 単位																
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	642 単位																
			要介護2	754 単位																
			要介護3	904 単位																
			要介護4	1,059 単位																
			要介護5	1,100 単位																
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	754 単位																
			要介護2	864 単位																
			要介護3	1,014 単位																
			要介護4	1,170 単位																
			要介護5	1,211 単位																
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	732 単位	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	1日につき −12単位	×90／100	−1／100	−1／100	−1／100	病院療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	1日につき ＋200単位 （7日間を限度）	1日につき ＋90単位 （7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2	841 単位																
			要介護3	992 単位																
			要介護4	1,081 単位																
			要介護5	1,172 単位																
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	843 単位																
			要介護2	953 単位																
			要介護3	1,101 単位																
			要介護4	1,193 単位																
			要介護5	1,283 単位																
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護＜8:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1	732 単位																
			要介護2	841 単位																
			要介護3	950 単位																
			要介護4	1,041 単位																
			要介護5	1,130 単位																
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	843 単位																
			要介護2	953 単位																
			要介護3	1,059 単位																
			要介護4	1,149 単位																
			要介護5	1,242 単位																
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞		要介護1	856 単位																
			要介護2	963 単位																
			要介護3	1,197 単位																
			要介護4	1,296 単位																
			要介護5	1,385 単位																
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1	885 単位																
			要介護2	998 単位																
			要介護3	1,242 単位																
			要介護4	1,345 単位																
			要介護5	1,438 単位																
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1	874 単位																
			要介護2	985 単位																
			要介護3	1,226 単位																
			要介護4	1,328 単位																
			要介護5	1,419 単位																
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	856 単位																
			要介護2	963 単位																
			要介護3	1,197 単位																
			要介護4	1,296 単位																
			要介護5	1,385 単位																
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	885 単位																
			要介護2	998 単位																
			要介護3	1,242 単位																
			要介護4	1,345 単位																
			要介護5	1,438 単位																
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	874 単位																
			要介護2	985 単位																
			要介護3	1,226 単位																
			要介護4	1,328 単位																
			要介護5	1,419 単位																
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞		要介護1	856 単位																
			要介護2	963 単位																
			要介護3	1,105 単位																
			要介護4	1,195 単位																
			要介護5	1,284 単位																
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	856 単位																
			要介護2	963 単位																
			要介護3	1,105 単位																
			要介護4	1,195 単位																
			要介護5	1,284 単位																
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		684 単位																
		(二) 4時間以上6時間未満		948 単位																
		(三) 6時間以上8時間未満		1,316 単位																1日につき ＋60単位

(6) 口腔連携強化加算	（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））
(7) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

(8) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき 4単位を加算）
(9) 特定診療費		
(10) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	（1月につき 100単位を加算）
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	（1月につき 10単位を加算）
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
(12) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	（1月につき ＋所定単位×62／1000）
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	（1月につき ＋所定単位×66／1000）
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	（1月につき ＋所定単位×58／1000）
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	（1月につき ＋所定単位×62／1000）
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×47／1000）
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき ＋所定単位×40／1000）

注
所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 （1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費 （Ⅰ） 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 （ 705 単位）											
			要介護2 （ 756 単位）											
			要介護3 （ 806 単位）											
			要介護4 （ 857 単位）											
			要介護5 （ 908 単位）											
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 （ 732 単位）											
			要介護2 （ 786 単位）											
			要介護3 （ 839 単位）											
			要介護4 （ 893 単位）											
			要介護5 （ 946 単位）											
		c 診療所短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 （ 723 単位）											
			要介護2 （ 775 単位）											
			要介護3 （ 827 単位）											
			要介護4 （ 879 単位）											
			要介護5 （ 932 単位）											
		d 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 （ 813 単位）											
			要介護2 （ 864 単位）											
			要介護3 （ 916 単位）											
			要介護4 （ 965 単位）											
			要介護5 （ 1,016 単位）											
		e 診療所短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 （ 847 単位）											
			要介護2 （ 901 単位）											
			要介護3 （ 954 単位）											
			要介護4 （ 1,006 単位）											
			要介護5 （ 1,059 単位）											
		f 診療所短期入所療養介護費(ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 （ 835 単位）											
			要介護2 （ 888 単位）											
			要介護3 （ 941 単位）											
			要介護4 （ 992 単位）											
			要介護5 （ 1,045 単位）											
	(二) 診療所短期入所療養介護費 （Ⅱ） 看護・介護 ＜3:1＞	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 （ 624 単位）											
			要介護2 （ 670 単位）											
			要介護3 （ 715 単位）											
			要介護4 （ 762 単位）											
			要介護5 （ 807 単位）											
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 （ 734 単位）	×70/100		−1／100	−1／100	−1／100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき ＋200単位 （7日間を限度）	1日につき ＋90単位 （7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2 （ 779 単位）											
			要介護3 （ 825 単位）											
			要介護4 （ 871 単位）											
			要介護5 （ 917 単位）											
	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞		要介護1 （ 835 単位）		×97／100									
			要介護2 （ 887 単位）											
			要介護3 （ 937 単位）											
			要介護4 （ 988 単位）											
			要介護5 （ 1,039 単位）											
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ） ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1 （ 864 単位）											
			要介護2 （ 918 単位）											
			要介護3 （ 970 単位）											
			要介護4 （ 1,022 単位）											
			要介護5 （ 1,076 単位）											
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ） ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞		要介護1 （ 854 単位）											
			要介護2 （ 907 単位）											
			要介護3 （ 959 単位）											
			要介護4 （ 1,010 単位）											
			要介護5 （ 1,062 単位）											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 （ 835 単位）											
			要介護2 （ 887 単位）											
			要介護3 （ 937 単位）											
			要介護4 （ 988 単位）											
			要介護5 （ 1,039 単位）											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ） ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 （ 864 単位）											
			要介護2 （ 918 単位）											
			要介護3 （ 970 単位）											
			要介護4 （ 1,022 単位）											
			要介護5 （ 1,076 単位）											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ） ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 （ 854 単位）											
			要介護2 （ 907 単位）											
			要介護3 （ 959 単位）											
			要介護4 （ 1,010 単位）											
			要介護5 （ 1,062 単位）											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 （ 684 単位）											1日につき ＋60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満 （ 948 単位）												
		(三) 6時間以上8時間未満 （ 1,316 単位）												

(4) 口腔連携強化加算
（1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度)）

(5) 療養食加算
（1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)）

(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）

(7) 特定診療費

(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) （1月につき 100単位を加算）
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) （1月につき 10単位を加算）
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) （1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）

(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ （1月につき ＋所定単位×62／1000）	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ （1月につき ＋所定単位×66／1000）	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ （1月につき ＋所定単位×58／1000）	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ （1月につき ＋所定単位×62／1000）	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×47／1000）	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋所定単位×40／1000）	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 療養環境の基準（据下）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室）を満たさない場合	注 室料相当額控除	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (778 単位)																
			要介護2 (893 単位)																
			要介護3 (1,136 単位)																
			要介護4 (1,240 単位)																
			要介護5 (1,333 単位)																
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (894 単位)																
			要介護2 (1,006 単位)																
			要介護3 (1,250 単位)																
			要介護4 (1,353 単位)																
			要介護5 (1,446 単位)																
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (768 単位)																
			要介護2 (879 単位)																
			要介護3 (1,119 単位)																
			要介護4 (1,222 単位)																
			要介護5 (1,314 単位)																
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (880 単位)																
			要介護2 (993 単位)																
			要介護3 (1,233 単位)																
			要介護4 (1,334 単位)																
			要介護5 (1,426 単位)																
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (752 単位)																
			要介護2 (863 単位)																
			要介護3 (1,103 単位)																
			要介護4 (1,205 単位)																
			要介護5 (1,297 単位)																
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (864 単位)																
			要介護2 (975 単位)																
			要介護3 (1,215 単位)																
			要介護4 (1,317 単位)																
			要介護5 (1,409 単位)																
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (731 単位)																
			要介護2 (829 単位)																
			要介護3 (1,044 単位)																
			要介護4 (1,135 単位)																
			要介護5 (1,217 単位)																
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (846 単位)																
			要介護2 (945 単位)																
			要介護3 (1,157 単位)																
			要介護4 (1,249 単位)																
			要介護5 (1,331 単位)																
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (715 単位)																
			要介護2 (813 単位)																
			要介護3 (1,027 単位)																
			要介護4 (1,117 単位)																
			要介護5 (1,200 単位)																
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (828 単位)																
			要介護2 (927 単位)																
			要介護3 (1,141 単位)																
			要介護4 (1,233 単位)																
			要介護5 (1,314 単位)																
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (704 単位)																
			要介護2 (802 単位)																
			要介護3 (1,015 単位)																
			要介護4 (1,106 単位)																
			要介護5 (1,188 単位)																
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (817 単位)																
			要介護2 (916 単位)																
			要介護3 (1,129 単位)																
			要介護4 (1,221 単位)																
			要介護5 (1,302 単位)																
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (717 単位)	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき −26単位	1日につき 夜間勤務等看護（Ⅰ）+23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ）+14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ）+14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ）+7単位	1日につき +200単位（7日を限度）	1日につき +90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (821 単位)																
			要介護3 (1,051 単位)																
			要介護4 (1,147 単位)																
			要介護5 (1,236 単位)																
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (822 単位)																
			要介護2 (929 単位)																
			要介護3 (1,156 単位)																
			要介護4 (1,254 単位)																
			要介護5 (1,341 単位)																
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (670 単位)																
			要介護2 (764 単位)																
			要介護3 (967 単位)																
			要介護4 (1,054 単位)																
			要介護5 (1,132 単位)																
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (778 単位)																
			要介護2 (873 単位)																
			要介護3 (1,076 単位)																
			要介護4 (1,161 単位)																
			要介護5 (1,240 単位)																
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1 (911 単位)																
			要介護2 (1,023 単位)																
			要介護3 (1,268 単位)																
			要介護4 (1,371 単位)																
			要介護5 (1,464 単位)																
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (911 単位)																
			要介護2 (1,023 単位)																
			要介護3 (1,268 単位)																
			要介護4 (1,371 単位)																
			要介護5 (1,464 単位)																
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1 (901 単位)				×90／100												
			要介護2 (1,011 単位)																
			要介護3 (1,252 単位)																
			要介護4 (1,353 単位)																
			要介護5 (1,445 単位)																
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (901 単位)																
			要介護2 (1,011 単位)																
			要介護3 (1,252 単位)																
			要介護4 (1,353 単位)																
			要介護5 (1,445 単位)																
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞		要介護1 (910 単位)																
			要介護2 (1,014 単位)																
			要介護3 (1,241 単位)																
			要介護4 (1,337 単位)																
			要介護5 (1,424 単位)																
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 (910 単位)					×97／100											
			要介護2 (1014 単位)																
			要介護3 (1,241 単位)																
			要介護4 (1,337 単位)																
			要介護5 (1,424 単位)																
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1 (859 単位)																
			要介護2 (963 単位)																
			要介護3 (1,193 単位)																
			要介護4 (1,289 単位)																
			要介護5 (1,376 単位)																
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (859 単位)				×90／100												
			要介護2 (963 単位)																
			要介護3 (1,193 単位)																
			要介護4 (1,289 単位)																
			要介護5 (1,376 単位)																
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要介護1 (867 単位)																
			要介護2 (966 単位)																
			要介護3 (1,181 単位)																
			要介護4 (1,273 単位)																
			要介護5 (1,354 単位)																
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (867 単位)																
			要介護2 (966 単位)																
			要介護3 (1,181 単位)																
			要介護4 (1,273 単位)																
			要介護5 (1,354 単位)																
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)																
			(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)																
			(三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)																

(8) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))
(9) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(10) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	ロ 特定治療
(11) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(12) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1･2 (1日につき140単位を加算) 要介護3･4･5 (1日につき40単位を加算)
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1･2 (1日につき200単位を加算) 要介護3･4･5 (1日につき100単位を加算)
(13) 特別診療費 (※2)	
(14) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(16) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき ＋所定単位×62／1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき ＋所定単位×66／1000)
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき ＋所定単位×58／1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき ＋所定単位×62／1000)
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×47／1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋所定単位×40／1000)

注
所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※　(3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分			注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入居継続支援加算(Ⅰ)	注 入居継続支援加算(Ⅱ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 夜間看護体制加算(Ⅰ)	注 夜間看護体制加算(Ⅱ)	注 若年性認知症入居者受入加算	注 協力医療機関連携加算		注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	(542 単位)	×70／100		−10／100	−1／100	−3／100	1日につき ＋36単位	1日につき ＋22単位	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、 1月につき ＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋18単位	1日につき ＋9単位	1日につき ＋120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき ＋100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき ＋40単位	1回につき ＋20単位 (6月に1回を限度)	1月につき ＋40単位		
	要介護2	(609 単位)																					
	要介護3	(679 単位)																					
	要介護4	(744 単位)																					
	要介護5	(813 単位)																					
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 84単位)				×70／100	−1／100																	1日につき ＋20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 94単位 所要時間15分以上30分未満の場合 189単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 548単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 214単位 所要時間1時間15分以上の場合 256単位 ・通院等乗降介助 1回につき 85単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1	(542 単位)	×70／100													1日につき ＋18単位	1日につき ＋9単位	1日につき ＋120単位					
	要介護2	(609 単位)																					
	要介護3	(679 単位)																					
	要介護4	(744 単位)																					
	要介護5	(813 単位)																					

ニ 退院・退所時連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ホ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位)

ヘ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
	(2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1180単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1780単位を加算)

ト 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
チ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)

リ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度に 240単位を算定)

ヌ 生産性向上推進体制加算 (イ又はハを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)

ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき ＋所定単位×148／1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき ＋所定単位×159／1000)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき ＋所定単位×142／1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき ＋所定単位×153／1000)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×130／1000)
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋所定単位×108／1000)

注
所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,355単位
要介護2 18,362単位
要介護3 20,490単位
要介護4 22,435単位
要介護5 24,533単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	−1／100	−1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度)	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度)	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度)
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費 （1月につき）	(1)居宅介護支援費（Ⅰ）	（一）　居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1･2　（　1,086単位）	−1／100	−1／100	×95／100	（運営基準減算の場合） ×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合） 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき −200単位
			要介護3･4･5　（　1,411単位）								
		（二）　居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1･2　（　544単位）								
			要介護3･4･5　（　704単位）								
		（三）　居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1･2　（　326単位）								
			要介護3･4･5　（　422単位）								
	(2)居宅介護支援費（Ⅱ）	（一）　居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1･2　（　1,086単位）					＋15／100	＋10／100		
			要介護3･4･5　（　1,411単位）								
		（二）　居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1･2　（　527単位）								
			要介護3･4･5　（　683単位）								
		（三）　居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1･2　（　316単位）								
			要介護3･4･5　（　410単位）								

ロ　初回加算		（1月につき　＋300単位）
ハ　特定事業所加算	（1）　特定事業所加算（Ⅰ）	（1月につき　＋519単位）
	（2）　特定事業所加算（Ⅱ）	（1月につき　＋421単位）
	（3）　特定事業所加算（Ⅲ）	（1月につき　＋323単位）
	（4）　特定事業所加算（A）	（1月につき　＋114単位）
ニ　特定事業所医療介護連携加算		（1月につき　＋125単位）
ホ　入院時情報連携加算	（1）　入院時情報連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋250単位）
	（2）　入院時情報連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
ヘ　退院･退所加算 （入院または入所期間中1回を限度に算定）	（1）　退院･退所加算（Ⅰ）イ	（＋450単位）
	（2）　退院･退所加算（Ⅰ）ロ	（＋600単位）
	（3）　退院･退所加算（Ⅱ）イ	（＋600単位）
	（4）　退院･退所加算（Ⅱ）ロ	（＋750単位）
	（5）　退院･退所加算（Ⅲ）	（＋900単位）
ト　通院時情報連携加算		（1月につき　＋50単位）
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算		（1月に2回を限度に　＋200単位）
リ　ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	（＋400単位）
ヌ　介護職員等処遇改善加算		（1月につき　＋所定単位×21／1000）

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

※居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				欠勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	安全管理体制未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	栄養管理の基準を満たさない場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	準ユニットケア加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅲ）
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	（1） 介護福祉施設サービス費	（一） 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 589 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき ＋36単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 6単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 22単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 13単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 28単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 16単位	1日につき ＋5単位	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋20単位
			要介護2 （ 659 単位）																			
			要介護3 （ 732 単位）																			
			要介護4 （ 802 単位）																			
			要介護5 （ 871 単位）																			
		（二） 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 589 単位）																			
			要介護2 （ 659 単位）																			
			要介護3 （ 732 単位）																			
			要介護4 （ 802 単位）																			
			要介護5 （ 871 単位）																			
	（2） 経過的小規模介護福祉施設サービス費	（一） 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 694 単位）																			
			要介護2 （ 762 単位）																			
			要介護3 （ 835 単位）																			
			要介護4 （ 903 単位）																			
			要介護5 （ 968 単位）																			
		（二） 経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 694 単位）																			
			要介護2 （ 762 単位）																			
			要介護3 （ 835 単位）																			
			要介護4 （ 903 単位）																			
			要介護5 （ 968 単位）																			
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	（1） ユニット型介護福祉施設サービス費	（一） ユニット型介護福祉施設サービス費〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 670 単位）										1日につき ＋46単位			1日につき 入所定員30人以上50人以下 27単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 18単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下 33単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 21単位						
			要介護2 （ 740 単位）																			
			要介護3 （ 815 単位）																			
			要介護4 （ 886 単位）																			
			要介護5 （ 955 単位）																			
		（二） 経過的ユニット型介護福祉施設サービス費〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1 （ 670 単位）																			
			要介護2 （ 740 単位）																			
			要介護3 （ 815 単位）																			
			要介護4 （ 886 単位）																			
			要介護5 （ 955 単位）																			
	（2） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	（一） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 768 単位）																			
			要介護2 （ 836 単位）																			
			要介護3 （ 910 単位）																			
			要介護4 （ 977 単位）																			
			要介護5 （ 1,043 単位）																			
		（二） 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1 （ 768 単位）																			
			要介護2 （ 836 単位）																			
			要介護3 （ 910 単位）																			
			要介護4 （ 977 単位）																			
			要介護5 （ 1,043 単位）																			

注	栄養管理体制加算	経口移行加算	経口維持加算	口腔衛生管理体制加算	療養食加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
1日につき ＋5単位	1日につき ＋30単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋120単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋5単位	1日につき ＋26単位	1日につき ＋41単位

注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時栄養情報連携加算	（1月につき1回を限度として 70単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算	（入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 退所時等相談援助加算	（1） 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
	（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
	（3） 退所時相談援助加算 （入所者1人につき1回を限度として、400単位を算定）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	（4） 退所前連携加算 （入所者1人につき1回を限度として、500単位を算定）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	（5） 退所時情報提供加算 （入所者1人につき1回を限度として、250単位を算定）	注 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合
ト 協力医療機関連携加算	（1） 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算）	
	（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）	
チ 栄養マネジメント強化加算	（1日につき 11単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口移行加算	（1日につき 28単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない
ル 口腔衛生管理加算	（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	
	（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ヲ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
ワ 特別通院送迎加算	（1月につき 594単位を加算）	
カ 配置医師緊急時対応加算	（1） 配置医師の勤務時間外の場合 （1回につき 325単位を加算）	
	（2） 早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）	
	（3） 深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）	
ヨ 看取り介護加算	（1） 看取り介護加算（Ⅰ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
	（4） 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）	
	（2） 看取り介護加算（Ⅱ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）	
	（4） 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）	
タ 在宅復帰支援機能加算	（1日につき 10単位を加算）	
レ 在宅・入所相互利用加算	（1日につき 40単位を加算）	
ソ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ツ 認知症チームケア推進加算	（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
	（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ナ 褥瘡マネジメント加算	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）	
ラ 排せつ支援加算	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
ム 自立支援促進加算	（1月につき 280単位を加算）	
ウ 科学的介護推進体制加算	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）	
キ 安全対策体制加算	（入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）	
ノ 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
オ 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）	
ク 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
ヤ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
マ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×163／1000）	注 所定単位は、イからヤまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×176／1000）	
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×159／1000）	
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×172／1000）	
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×136／1000）	
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×113／1000）	

2 介護保健施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 室料相当額控除	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	（1） 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【基本型】	要介護1 （ 717 単位）									1日につき −26単位		1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）			1日につき +51単位	
			要介護2 （ 763 単位）																		
			要介護3 （ 828 単位）																		
			要介護4 （ 883 単位）																		
			要介護5 （ 932 単位）																		
		（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 788 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 863 単位）																		
			要介護3 （ 928 単位）																		
			要介護4 （ 985 単位）																		
			要介護5 （ 1,040 単位）																		
		（三） 介護保健施設サービス費（ⅲ）＜多床室＞【基本型】	要介護1 （ 793 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 843 単位）																		
			要介護3 （ 908 単位）																		
			要介護4 （ 961 単位）																		
			要介護5 （ 1,012 単位）																		
		（四） 介護保健施設サービス費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 871 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 947 単位）																		
			要介護3 （ 1,014 単位）																		
			要介護4 （ 1,072 単位）																		
			要介護5 （ 1,125 単位）																		
	（2） 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	（一） 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 758 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位		1日につき +24単位					1日につき +76単位	1日につき +120単位		
			要介護2 （ 843 単位）																		
			要介護3 （ 960 単位）																		
			要介護4 （ 1,041 単位）																		
			要介護5 （ 1,117 単位）																		
		（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 839 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 924 単位）																		
			要介護3 （ 1,044 単位）																		
			要介護4 （ 1,121 単位）																		
			要介護5 （ 1,197 単位）																		
	（3） 介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	（一） 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 758 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 837 単位）																		
			要介護3 （ 933 単位）																		
			要介護4 （ 1,013 単位）																		
			要介護5 （ 1,089 単位）																		
		（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 839 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 918 単位）																		
			要介護3 （ 1,016 単位）																		
			要介護4 （ 1,092 単位）																		
			要介護5 （ 1,170 単位）																		
	（4） 介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜特別介護保健施設サービス費＞	（一） 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1 （ 703 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 748 単位）																		
			要介護3 （ 812 単位）																		
			要介護4 （ 865 単位）																		
			要介護5 （ 913 単位）																		
		（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1 （ 777 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 826 単位）																		
			要介護3 （ 889 単位）																		
			要介護4 （ 941 単位）																		
			要介護5 （ 991 単位）																		
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	（1） ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1 （ 802 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 848 単位）																		
			要介護3 （ 913 単位）																		
			要介護4 （ 968 単位）																		
			要介護5 （ 1,018 単位）																		
		（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 876 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 952 単位）																		
			要介護3 （ 1,018 単位）																		
			要介護4 （ 1,077 単位）																		
			要介護5 （ 1,130 単位）																		
		（三） 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	要介護1 （ 802 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 848 単位）																		
			要介護3 （ 913 単位）																		
			要介護4 （ 968 単位）																		
			要介護5 （ 1,018 単位）																		
		（四） 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 876 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 952 単位）																		
			要介護3 （ 1,018 単位）																		
			要介護4 （ 1,077 単位）																		
			要介護5 （ 1,130 単位）																		
	（2） ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 928 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位		1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位		
			要介護2 （ 1,014 単位）																		
			要介護3 （ 1,130 単位）																		
			要介護4 （ 1,209 単位）																		
			要介護5 （ 1,287 単位）																		
		（二） 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要介護1 （ 928 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 1,014 単位）																		
			要介護3 （ 1,130 単位）																		
			要介護4 （ 1,209 単位）																		
			要介護5 （ 1,287 単位）																		
	（3） ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 928 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 1,007 単位）																		
			要介護3 （ 1,104 単位）																		
			要介護4 （ 1,181 単位）																		
			要介護5 （ 1,259 単位）																		
		（二） 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要介護1 （ 928 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 1,007 単位）																		
			要介護3 （ 1,104 単位）																		
			要介護4 （ 1,181 単位）																		
			要介護5 （ 1,259 単位）																		
	（4） ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護保健施設サービス費＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 784 単位）																		1日につき +51単位
			要介護2 （ 832 単位）																		
			要介護3 （ 894 単位）																		
			要介護4 （ 948 単位）																		
			要介護5 （ 997 単位）																		
		（二） 経過的ユニット型介護保健施設サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 784 単位）																	1日につき +51単位	
			要介護2 （ 832 単位）																		
			要介護3 （ 894 単位）																		
			要介護4 （ 948 単位）																		
			要介護5 （ 997 単位）																		

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	（1） 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 （1日につき 72単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 80単位を加算）	
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 （1日につき 160単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 160単位を加算）	
	（3） 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 （1日につき 910単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 850単位を加算）	
	（4） 死亡日	療養型老健以外の場合 （1日につき 1,900単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 1,700単位を加算）	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） （1日につき 27単位を加算）	
		ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ） （1日につき 57単位を加算）	
ハ 初期加算		（1） 初期加算（Ⅰ） （1日につき 60単位を加算）	
		（2） 初期加算（Ⅱ） （1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時栄養情報連携加算（※2） （1月につき1回を限度として70単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算 （※2） （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（※2）	在宅強化型の場合 （1回につき 450単位を加算）		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 （1回につき 450単位を加算）		
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（※2）	在宅強化型の場合 （1回につき 480単位を加算）		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合 （1回につき 480単位を加算）		
ト 退所時等支援等加算 （※2）	（1） 退所時等支援加算	（一） 試行的退所時指導加算 （400単位）	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		（二） 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算（Ⅰ） （500単位）	注 居宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		退所時情報提供加算（Ⅱ） （250単位）	注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		（三） 入退所前連携加算（Ⅰ） （600単位）	注 居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		（四） 入退所前連携加算（Ⅱ） （400単位）	
	（2） 訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）		
チ 協力医療機関連携加算	（1） 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算）		
	（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）		
リ 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算 （※2） （1日につき 28単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算 （※2）	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）		注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算 （※2）	（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）		
ワ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））			
カ 在宅復帰支援機能加算 （療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）			
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算 （※2）	（1） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ （入所者1人につき1回を限度として140単位を加算）	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ （入所者1人につき1回を限度として70単位を加算）	
	（2） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） （入所者1人につき1回を限度として240単位を加算）		
	（3） かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） （入所者1人につき1回を限度として100単位を加算）		
タ 緊急時施設療養費	（1） 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
		療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
	（2） 特定治療		
レ 所定疾患施設療養費 （※2）	（1）所定疾患施設療養費（Ⅰ） （1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定）		
	（2）所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定）		
ソ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）		
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）		
ツ 認知症チームケア推進加算	（1）認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）		
	（2）認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）		
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
	療養型老健の場合 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（※2）	（1） リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） （1月につき 53単位を加算）		
	（2） リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） （1月につき 33単位を加算）		
ラ 褥瘡マネジメント加算 （※2） （イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定）	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）		
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）		
ム 排せつ支援加算 （※2）	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）		
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）		
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）		
ウ 自立支援促進加算（※2） （1月につき 300単位を加算）			
ヰ 科学的介護推進体制加算（※2）	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）		
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 60単位を加算）		
ノ 安全対策体制加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）			
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）		
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）		
ク 新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）			
ヤ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）		
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）		
マ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）		
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）		
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）		
ケ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×90／1000）		注 所定単位は、イからマまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×97／1000）		
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×86／1000）		
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×93／1000）		
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×69／1000）		
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所者の定員を超える場合	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 室料相当額控除	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症入所者受入加算
イ Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (721 単位)														
			要介護2 (832 単位)														
			要介護3 (1,070 単位)														
			要介護4 (1,172 単位)														
			要介護5 (1,263 単位)														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (833 単位)														
			要介護2 (943 単位)														
			要介護3 (1,182 単位)														
			要介護4 (1,283 単位)														
			要介護5 (1,375 単位)														
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (711 単位)														
			要介護2 (820 単位)														
			要介護3 (1,055 単位)														
			要介護4 (1,155 単位)														
			要介護5 (1,245 単位)														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (821 単位)														
			要介護2 (930 単位)														
			要介護3 (1,165 単位)														
			要介護4 (1,264 単位)														
			要介護5 (1,355 単位)														
	(3) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (694 単位)														
			要介護2 (804 単位)														
			要介護3 (1,039 単位)														
			要介護4 (1,138 単位)														
			要介護5 (1,228 単位)														
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (805 単位)														
			要介護2 (914 単位)														
			要介護3 (1,148 単位)														
			要介護4 (1,248 単位)														
			要介護5 (1,338 単位)														
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (675 単位)														
			要介護2 (771 単位)														
			要介護3 (981 単位)														
			要介護4 (1,069 単位)														
			要介護5 (1,149 単位)														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (786 単位)														
			要介護2 (883 単位)														
			要介護3 (1,092 単位)														
			要介護4 (1,181 単位)														
			要介護5 (1,261 単位)														
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (659 単位)														
			要介護2 (755 単位)														
			要介護3 (963 単位)														
			要介護4 (1,053 単位)														
			要介護5 (1,133 単位)														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (770 単位)														
			要介護2 (867 単位)														
			要介護3 (1,075 単位)														
			要介護4 (1,165 単位)														
			要介護5 (1,245 単位)														
	(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (648 単位)														
			要介護2 (743 単位)														
			要介護3 (952 単位)														
			要介護4 (1,042 単位)														
			要介護5 (1,121 単位)														
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (759 単位)														
			要介護2 (855 単位)														
			要介護3 (1,064 単位)														
			要介護4 (1,154 単位)														
			要介護5 (1,234 単位)														
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (661 単位)	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき −25単位	1日につき −25単位	1日につき −26単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	1日につき +120単位
			要介護2 (763 単位)														
			要介護3 (988 単位)														
			要介護4 (1,081 単位)														
			要介護5 (1,168 単位)														
		(二) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (764 単位)														
			要介護2 (869 単位)														
			要介護3 (1,091 単位)														
			要介護4 (1,186 単位)														
			要介護5 (1,271 単位)														
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 (614 単位)														
			要介護2 (707 単位)														
			要介護3 (905 単位)														
			要介護4 (991 単位)														
			要介護5 (1,066 単位)														
		(二) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1 (721 単位)														
			要介護2 (814 単位)														
			要介護3 (1,012 単位)														
			要介護4 (1,096 単位)														
			要介護5 (1,172 単位)														
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 (850 単位)														
			要介護2 (960 単位)														
			要介護3 (1,199 単位)														
			要介護4 (1,300 単位)														
			要介護5 (1,392 単位)														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (850 単位)														
			要介護2 (960 単位)														
			要介護3 (1,199 単位)														
			要介護4 (1,300 単位)														
			要介護5 (1,392 単位)														
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 (840 単位)														
			要介護2 (948 単位)														
			要介護3 (1,184 単位)														
			要介護4 (1,283 単位)														
			要介護5 (1,374 単位)														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (840 単位)														
			要介護2 (948 単位)														
			要介護3 (1,184 単位)														
			要介護4 (1,283 単位)														
			要介護5 (1,374 単位)														
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞		要介護1 (849 単位)														
			要介護2 (951 単位)														
			要介護3 (1,173 単位)														
			要介護4 (1,267 単位)														
			要介護5 (1,353 単位)														
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 (849 単位)														
			要介護2 (951 単位)														
			要介護3 (1,173 単位)														
			要介護4 (1,267 単位)														
			要介護5 (1,353 単位)														
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 (798 単位)														
			要介護2 (901 単位)														
			要介護3 (1,126 単位)														
			要介護4 (1,220 単位)														
			要介護5 (1,304 単位)														
		(二) 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (798 単位)														
			要介護2 (901 単位)														
			要介護3 (1,126 単位)														
			要介護4 (1,220 単位)														
			要介護5 (1,304 単位)														
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 (808 単位)														
			要介護2 (904 単位)														
			要介護3 (1,114 単位)														
			要介護4 (1,205 単位)														
			要介護5 (1,284 単位)														
		(二) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 (808 単位)														
			要介護2 (904 単位)														
			要介護3 (1,114 単位)														
			要介護4 (1,205 単位)														
			要介護5 (1,284 単位)														

注　外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注　試行的退所サービス費			入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注　他科受診時費用			入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト　初期加算　（1日につき　＋30単位）			
チ　退所時栄養情報連携加算（※2） （1月につき1回を限度として70単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ　再入所時栄養連携加算　（※2） （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ　退所時 指導等加算 （※2）	（一）　退所時等指導加算	a　退所前訪問指導加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
		b　退所後訪問指導加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
		c　退所時指導加算 （400単位）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		d　退所時情報提供加算	退所時情報提供加算（Ⅰ） （500単位）	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
			退所時情報提供加算（Ⅱ） （250単位）	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		e　退所前連携加算 （500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	（二）　訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位算定）		
ル　協力医療機関連携加算		（1）　相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき　50単位を加算）	
		（2）　上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき　5単位を加算）	
ヲ　栄養マネジメント強化加算 （1日につき　11単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ワ　経口移行加算　（※2） （1日につき　28単位を加算）			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ　経口維持加算　（※2）	（一）　経口維持加算（Ⅰ）　（1月につき 400単位を加算）		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（二）　経口維持加算（Ⅱ）　（1月につき 100単位を加算）		注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヨ　口腔衛生管理加算　（※2）	（一）　口腔衛生管理加算（Ⅰ）　（1月につき 90単位を加算）		
	（二）　口腔衛生管理加算（Ⅱ）　（1月につき 110単位を加算）		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
タ　療養食加算 （1回につき　6単位を加算（1日に3回を限度））			
レ　在宅復帰支援機能加算　（※2） （1日につき　10単位を加算）			
ソ　特別診療費　（※2）			
ツ　緊急時施設診療費	ア　緊急時治療管理 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）		
	イ　特定治療		
ネ　認知症専門ケア加算	（一）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　3単位を加算）		
	（二）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　4単位を加算）		
ナ　認知症チームケア推進加算	（一）　認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき　150単位を加算）		
	（二）　認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき　120単位を加算）		
ラ　認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り　1日につき200単位を加算）			
ム　重度認知症疾患療養体制加算	（一）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） 要介護1・2　（1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき40単位を加算）		
	（二）重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） 要介護1・2　（1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）		
ウ　排せつ支援加算　（※2）	（1）　排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき　10単位を加算）		
	（2）　排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき　15単位を加算）		
	（3）　排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき　20単位を加算）		
キ　自立支援促進加算（※2） （1月につき　280単位を加算）			
ノ　科学的介護推進体制加算（※2）	（1）　科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき　40単位を加算）		
	（2）　科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき　60単位を加算）		
オ　安全対策体制加算（※2） （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）			
ク　高齢者施設等感染対策向上加算	（1）　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき　10単位を加算）		
	（2）　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき　5単位を加算）		
ヤ　新興感染症等施設療養費 （1月に1回、連続する5日を限度として　240単位を算定）			
マ　生産性向上推進体制加算	（1）　生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき　100単位を加算）		
	（2）　生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき　10単位を加算）		
ケ　サービス提供体制強化加算	（一）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき　22単位を加算）		
	（ニ）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき　18単位を加算）		
	（三）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき　6単位を加算）		
フ　介護職員等 処遇改善加算	（1）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき　＋所定単位×62／1000）		注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	（2）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき　＋所定単位×66／1000）		
	（3）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき　＋所定単位×58／1000）		
	（4）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき　＋所定単位×62／1000）		
	（5）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×47／1000）		
	（6）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋所定単位×40／1000）		

※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※　ハ及びヘを適用する場合には、（※2）を適用しない。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：令和8年6月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

１　介護予防訪問入浴介護費

２　介護予防訪問看護費

３　介護予防訪問リハビリテーション費

４　介護予防居宅療養管理指導費

５　介護予防通所リハビリテーション費

６　介護予防短期入所生活介護費

７　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ　（削除）

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

８　介護予防特定施設入居者生活介護費

９　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

［脚注］

1．単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数　＋　○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数　－　○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数　×　○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数　＋　所定単位数×○○／100
－○○／100	⇒	所定単位数　－　所定単位数×○○／100

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問入浴介護費　（1回につき　856単位）	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　初回加算	（1月につき　＋200単位）

ハ　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき　＋3単位）
	（2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき　＋4単位）

ニ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき　＋44単位）
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき　＋36単位）
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき　＋12単位）

ホ　介護職員等処遇改善加算	（1）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき　＋所定単位×122／1000）
	（2）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき　＋所定単位×133／1000）
	（3）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき　＋所定単位×116／1000）
	（4）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき　＋所定単位×127／1000）
	（5）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×101／1000）
	（6）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋所定単位×85／1000）

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：　「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 専門管理加算	注 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （303単位）	×90／100	−1／100	−1／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋600単位	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 1月につき ＋250単位 （月1回を限度） 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 1月につき ＋250単位 （月1回を限度）	1回につき −8単位	1回につき −5単位 （左の減算を算定している場合は −15単位）
	（2） 30分未満 （451単位）																	
	（3） 30分以上1時間未満 （794単位）																	
	（4） 1時間以上1時間30分未満 （1,090単位）																	
	（5） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （284単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50／100																	
ロ 病院又は診療所の場合	（1） 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （256単位）	×90／100						＋300単位					1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位				
	（2） 30分未満 （382単位）																	
	（3） 30分以上1時間未満 （553単位）																	
	（4） 1時間以上1時間30分未満 （814単位）																	

ハ 初回加算	（1）初回加算（Ⅰ）	（1月につき ＋350単位）
	（2）初回加算（Ⅱ）	（1月につき ＋300単位）
ニ 退院時共同指導加算		（1回につき ＋600単位）
ホ 看護体制強化加算		（1月につき ＋100単位）
ヘ 口腔連携強化加算		（1回につき ＋50単位（1月に1回を限度））
ト サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）
チ 介護職員等処遇改善加算	（1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 口腔連携強化加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（基準に該当する場合に限る。）	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合（要件を満たさない場合）
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 298単位	−1／100	−1／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	1回につき ＋50単位 （1月に1回を限度）	1回につき −50単位 （退院後1月以内であって、入院していた医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない）	1回につき −30単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											

ロ 退院時共同指導加算		（1回につき ＋600単位）
ハ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき ＋6単位）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき ＋3単位）
ニ 介護職員等処遇改善加算	（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	注 在宅中心静脈栄養法加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (515単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位	＋15/100	＋10/100	＋5/100	＋250単位	＋150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)						
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者が1人に対して行う場合 (299単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (287単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)						
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)							
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)							
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (566単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (417単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)						
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (518単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (379単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)						
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 （月4回を限度） (46単位)						
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (545単位)		＋15/100	＋10/100	＋5/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)						
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (525単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (467単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)						
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (326単位)							
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)							

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。
※ ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（要件を満たさない場合）
イ 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）	病院又は診療所の場合	要支援1 （2,268単位）	×70／100	×70／100	−1／100	−1／100	+5／100	利用開始日の属する月から 6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	−376単位	−120単位
		要支援2 （4,228単位）								−752単位	−240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 （2,268単位）								−376単位	−120単位
		要支援2 （4,228単位）								−752単位	−240単位
	介護医療院の場合	要支援1 （2,268単位）								−376単位	−120単位
		要支援2 （4,228単位）								−752単位	−240単位

ロ 退院時共同指導加算		（1回につき 600単位）
ハ 栄養アセスメント加算		（1月につき 50単位を加算）
ニ 栄養改善加算		（1月につき 200単位を加算）
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））	
	（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））	
ヘ 口腔機能向上加算	（1） 口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1月につき 150単位を加算）
	（2） 口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1月につき 160単位を加算）
ト 一体的サービス提供加算		（1月につき 480単位を加算）
チ 科学的介護推進体制加算		（1月につき 40単位を加算）
リ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 （1月につき 88単位を加算）
		要支援2 （1月につき 176単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 （1月につき 72単位を加算）
		要支援2 （1月につき 144単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1 （1月につき 24単位を加算）
		要支援2 （1月につき 48単位を加算）
ヌ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	（1月につき ＋所定単位×103／1000）
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	（1月につき ＋所定単位×111／1000）
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	（1月につき ＋所定単位×100／1000）
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	（1月につき ＋所定単位×108／1000）
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×83／1000）
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋所定単位×70／1000）

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注 連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型介護予防短期入所生活介護費	（一） 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 479 単位）	442単位	×97／100	×70／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92／100	1日につき ＋13単位	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 （ 596 単位）	548単位															
		（二） 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 479 単位）	442単位															
			要支援2 （ 596 単位）	548単位															
	（2） 併設型介護予防短期入所生活介護費	（一） 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 451 単位）	442単位															
			要支援2 （ 561 単位）	548単位															
		（二） 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 451 単位）	442単位															
			要支援2 （ 561 単位）	548単位															
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	（一） 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 561 単位）	503単位															
			要支援2 （ 681 単位）	623単位															
		（二） 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1 （ 561 単位）	503単位															
			要支援2 （ 681 単位）	623単位															
	（2） 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	（一） 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 529 単位）	503単位															
			要支援2 （ 656 単位）	623単位															
		（二） 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1 （ 529 単位）	503単位															
			要支援2 （ 656 単位）	623単位															

ハ 口腔連携強化加算	（1回につき ＋50単位（1月に1回を限度））
ニ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
ホ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
ヘ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき 100単位を加算）
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき 10単位を加算）
ト サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）

チ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（1月につき ＋所定単位×163／1000）	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（1月につき ＋所定単位×176／1000）	
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（1月につき ＋所定単位×159／1000）	
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（1月につき ＋所定単位×172／1000）	
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×136／1000）	
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋所定単位×113／1000）	

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 室料相当額控除	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	要支援1 (579 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−1／100	−1／100	−1／100	1日につき −26単位	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	片道につき +184単位
			要支援2 (726 単位)															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (632 単位)															
			要支援2 (778 単位)															
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要支援1 (613 単位)													1日につき +51単位		
			要支援2 (774 単位)															
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (672 単位)														1日につき +51単位	
			要支援2 (834 単位)															
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健:看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (583 単位)													1日につき +51単位		
			要支援2 (730 単位)															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (622 単位)														1日につき +51単位	
			要支援2 (785 単位)															
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健:看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (583 単位)															
			要支援2 (730 単位)															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (622 単位)															
			要支援2 (785 単位)															
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (566 単位)															
			要支援2 (711 単位)															
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (601 単位)															
			要支援2 (758 単位)															
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要支援1 (624 単位)															
			要支援2 (789 単位)															
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (680 単位)															
			要支援2 (846 単位)															
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	要支援1 (624 単位)													1日につき +51単位		
			要支援2 (789 単位)															
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (680 単位)														1日につき +51単位	
			要支援2 (846 単位)															
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健:看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (653 単位)													1日につき +51単位		
			要支援2 (817 単位)															
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要支援1 (653 単位)														1日につき +51単位	
			要支援2 (817 単位)															
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健:看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (653 単位)															
			要支援2 (817 単位)															
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要支援1 (653 単位)															
			要支援2 (817 単位)															
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	要支援1 (611 単位)															
			要支援2 (770 単位)															
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1 (611 単位)															
			要支援2 (770 単位)															

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)	
(3) 総合医学管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))	
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(7) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算
	(二) 特定治療	
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×90／1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×97／1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×86／1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×93／1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×69／1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×59／1000)	

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1（ 547 単位）	1日につき −25単位	×70／100	×70／100	×90／100	1日につき −12単位	×90／100	−1／100	−1／100	−1／100	病院療養病床療養環境減算 1日につき −25単位	1日につき −12単位	1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ)＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ)＋7単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2（ 686 単位）																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要支援1（ 576 単位）																
			要支援2（ 716 単位）																
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要支援1（ 566 単位）																
			要支援2（ 706 単位）																
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要支援1（ 606 単位）																
			要支援2（ 767 単位）																
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要支援1（ 639 単位）																
			要支援2（ 801 単位）																
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要支援1（ 627 単位）																
			要支援2（ 788 単位）																
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1（ 515 単位）																
			要支援2（ 644 単位）																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要支援1（ 530 単位）																
			要支援2（ 661 単位）																
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞	要支援1（ 575 単位）																
			要支援2（ 727 単位）																
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要支援1（ 593 単位）																
			要支援2（ 745 単位）																
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1（ 497 単位）																
			要支援2（ 621 単位）																
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1（ 559 単位）																
			要支援2（ 705 単位）																
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1（ 557 単位）																
			要支援2（ 695 単位）																
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1（ 616 単位）																
			要支援2（ 777 単位）																
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護＜8:1＞ 介護＜4:1＞	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1（ 557 単位）																
			要支援2（ 695 単位）																
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1（ 616 単位）																
			要支援2（ 777 単位）																
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞		要支援1（ 632 単位）																
			要支援2（ 796 単位）																
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞		要支援1（ 662 単位）																
			要支援2（ 825 単位）																
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞		要支援1（ 652 単位）																
			要支援2（ 815 単位）																
	(四) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（ 632 単位）																
			要支援2（ 796 単位）																
	(五) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（ 662 単位）																
			要支援2（ 825 単位）																
	(六) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（ 652 単位）																
			要支援2（ 815 単位）																
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞		要支援1（ 632 単位）																
			要支援2（ 796 単位）																
	(二) 経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（ 632 単位）																
			要支援2（ 796 単位）																

(5) 口腔連携強化加算	（1回につき ＋50単位（1月に1回を限度））

（6） 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

（7） 認知症専門ケア加算	（一）認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）
	（二）認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）

（8） 特定診療費

（9） 生産性向上推進体制加算	（一） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）
	（二） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）

（10） サービス提供体制強化加算	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）

（11） 介護職員等処遇改善加算	（一） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×62／1000）	注 所定単位は、（1）から（10）までにより算定した単位数の合計
	（二） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×66／1000）	
	（三） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×58／1000）	
	（四） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×62／1000）	
	（五） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×47／1000）	
	（六） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×40／1000）	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (　530 単位)	×70/100		−1／100	−1／100	−1／100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (　666 単位)										
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (　559 単位)										
			要支援2 (　693 単位)										
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (　549 単位)										
			要支援2 (　684 単位)										
		d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (　589 単位)										
			要支援2 (　747 単位)										
		e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (　623 単位)										
			要支援2 (　780 単位)										
		f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (　612 単位)										
			要支援2 (　769 単位)										
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護・介護 <3:1>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (　471 単位)										
			要支援2 (　588 単位)										
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (　537 単位)										
			要支援2 (　678 単位)										
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (　616 単位)		×97／100								
			要支援2 (　775 単位)										
	(二) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (　643 単位)										
			要支援2 (　804 単位)										
	(三) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (　634 単位)										
			要支援2 (　793 単位)										
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　616 単位)										
			要支援2 (　775 単位)										
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　643 単位)										
			要支援2 (　804 単位)										
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　634 単位)										
			要支援2 (　793 単位)										

(3) 口腔連携強化加算	(1回につき　+50単位(1月に1回を限度))
(4) 療養食加算	(1回につき　8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　4単位を加算)
(6) 特定診療費	
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき　100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき　10単位を加算)
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき　22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)
(9) 介護職員等 処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき　+所定単位×62／1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき　+所定単位×66／1000)
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき　+所定単位×58／1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき　+所定単位×62／1000)
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　+所定単位×47／1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　+所定単位×40／1000)

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 室料相当額控除	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 603 単位）				×90／100		−1／100	−1／100	−1／100	1日につき−25単位	1日につき−25単位					
			要支援2（ 741 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 666 単位）															
			要支援2（ 827 単位）															
	(二) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 591 単位）															
			要支援2（ 731 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 654 単位）															
			要支援2（ 815 単位）															
	(三) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 575 単位）															
			要支援2（ 715 単位）															
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 636 単位）															
			要支援2（ 798 単位）															
(2) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 574 単位）											1日につき−26単位				
			要支援2（ 703 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 637 単位）															
			要支援2（ 787 単位）															
	(二) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 558 単位）											1日につき−26単位				
			要支援2（ 685 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 621 単位）															
			要支援2（ 771 単位）															
	(三) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 546 単位）											1日につき−26単位				
			要支援2（ 674 単位）															
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 610 単位）															
			要支援2（ 760 単位）															
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 547 単位）				×90／100								1日につき 夜間勤務等看護(Ⅰ)＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ)＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ)＋7単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋134単位
			要支援2（ 679 単位）															
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 606 単位）															
			要支援2（ 759 単位）															
	(二) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)＜従来型個室＞	要支援1（ 521 単位）											1日につき−26単位				
			要支援2（ 642 単位）															
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要支援1（ 581 単位）															
			要支援2（ 724 単位）															
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1（ 687 単位）															
			要支援2（ 852 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1（ 687 単位）															
			要支援2（ 852 単位）															
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1（ 677 単位）				×90／100	×97／100										
			要支援2（ 841 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1（ 677 単位）															
			要支援2（ 841 単位）															
	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞		要支援1（ 703 単位）															
			要支援2（ 856 単位）															
	(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1（ 703 単位）															
			要支援2（ 856 単位）															
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1（ 643 単位）				×90／100											
			要支援2（ 799 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1（ 643 単位）															
			要支援2（ 799 単位）															
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室＞	要支援1（ 670 単位）															
			要支援2（ 814 単位）															
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1（ 670 単位）															
			要支援2（ 814 単位）															

(7) 口腔連携強化加算	（1回につき ＋50単位(1月に1回を限度)）
(8) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)）
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 （1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）
	ロ 特定治療
(10) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）
(11) 特別診療費 (※2)	
(12) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) （1月につき 100単位を加算）
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) （1月につき 10単位を加算）
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) （1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）
(14) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ （1月につき ＋所定単位×62／1000）
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ （1月につき ＋所定単位×66／1000）
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ （1月につき ＋所定単位×58／1000）
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ （1月につき ＋所定単位×62／1000）
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×47／1000）
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋所定単位×40／1000）

注
所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※　(3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 若年性認知症入居者受入加算	注 協力医療機関連携加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要支援1（ 183 単位）	×70／100		−10／100	−1／100	−3／100	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1日につき＋120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき＋100単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位		
要支援2（ 313 単位）											左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき＋40単位				
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき 57単位）		×70／100	−1／100											1日につき＋20単位	・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,032単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,066単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援2である者に限る。） 3,277単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,511単位 ・要支援2 3,099単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ※介護予防通所リハビリテーションの栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算の算定が可能 ※介護予防認知症対応型通所介護の個別機能訓練加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定が可能 ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号訪問事業」）によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（「指定第一号通所事業」）によるもの」がある。
ハ 退居時情報提供加算 イを算定する場合のみ算定（250単位）															

ニ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)（1月につき 10単位を加算）
	(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)（1月につき 5単位を加算）
ヘ 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として240単位を算定）
ト 生産性向上推進体制加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)（1月につき 100単位を加算）
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)（1月につき 10単位を加算）
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)（1日につき 22単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 18単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ（1月につき ＋所定単位×148／1000）
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ（1月につき ＋所定単位×159／1000）
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ（1月につき ＋所定単位×142／1000）
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ（1月につき ＋所定単位×153／1000）
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×130／1000）
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋所定単位×108／1000）

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 （現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	−1／100	−1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）
車いす					
車いす付属品					
特殊寝台					
特殊寝台付属品					
床ずれ防止用具					
体位変換器					
手すり					
スロープ					
歩行器					
歩行補助つえ					
認知症老人徘徊感知機器					
移動用リフト					
自動排泄処理装置					

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和9年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防支援費 （1月につき）	(1)介護予防支援費（Ⅰ） （地域包括支援センターが行う場合） （442単位）	－1／100	－1／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
	(2)介護予防支援費（Ⅱ） （指定居宅介護支援事業者が行う場合） （472単位）					
ロ　初回加算　（1月につき　＋300単位）						
ハ　委託連携加算 （イ(1)を算定する場合のみ算定）　（＋300単位）						
二　介護職員等処遇改善加算　（1月につき　＋所定単位×21／1000）		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計				

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：令和8年6月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

１　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

２　夜間対応型訪問介護費

２－２　地域密着型通所介護費

３　認知症対応型通所介護費

４　小規模多機能型居宅介護費

５　認知症対応型共同生活介護費

６　地域密着型特定施設入居者生活介護費

７　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

８　複合型サービス費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

１　介護予防認知症対応型通所介護費

２　介護予防小規模多機能型居宅介護費

３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

［脚注］

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100
－○○／100	⇒	所定単位数 － 所定単位数×○○／100

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 通所サービス利用時の調整（1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回･随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	（1）　訪問看護サービスを行わない場合	要介護1　（　5,446 単位）	×98／100	－1／100	－1／100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき －600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき －900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は（Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき ＋2500単位
		要介護2　（　9,720 単位）				－111単位								
		要介護3　（　16,140 単位）				－184単位								
		要介護4　（　20,417 単位）				－233単位								
		要介護5　（　24,692 単位）				－281単位								
	（2）　訪問看護サービスを行う場合	要介護1　（　7,946 単位）				－91単位								
		要介護2　（　12,413 単位）				－141単位								
		要介護3　（　18,948 単位）				－216単位								
		要介護4　（　23,358 単位）				－266単位								
		要介護5　（　28,298 単位）				－322単位								
ロ　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1　（　5,446 単位）				－62単位								
		要介護2　（　9,720 単位）				－111単位								
		要介護3　（　16,140 単位）				－184単位								
		要介護4　（　20,417 単位）				－233単位								
		要介護5　（　24,692 単位）				－281単位								
ハ　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費 （1月につき　989単位）						事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100				
	定期巡回サービス費 （1回につき　372単位）													
	随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき　567単位）													
	随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき　764単位）													

ニ　初期加算 （イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1日につき　＋30単位）
ホ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能　（イ(2)を算定する場合のみ算定）	（1回につき　＋600単位）

ヘ　総合マネジメント体制強化加算 （イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき　1,200単位を加算）
	（2）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき　800単位を加算）
ト　生活機能向上連携加算	（1）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋100単位）
	（2）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋200単位）
チ　認知症専門ケア加算	（1）　イ又はロを算定している場合	（一）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　（1月につき　＋90単位）
		（二）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　（1月につき　＋120単位）
	（2）　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　（1日につき　＋3単位）
		（二）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　（1日につき　＋4単位）
リ　口腔連携強化加算 （イ又はロを算定する場合のみ算定）		（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ヌ　サービス提供体制強化加算	（1）　イ又はロを算定している場合	（一）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　（1月につき　＋750単位）
		（二）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　（1月につき　＋640単位）
		（三）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　（1月につき　＋350単位）
	（2）　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）　サービス提供体制強化加算（ⅰ）　（1回につき　＋22単位）
		（二）　サービス提供体制強化加算（ⅱ）　（1回につき　＋18単位）
		（三）　サービス提供体制強化加算（ⅲ）　（1回につき　＋6単位）
ル　介護職員等処遇改善加算	（1）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	（1月につき　＋所定単位×267／1000）
	（2）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	（1月につき　＋所定単位×278／1000）
	（3）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	（1月につき　＋所定単位×246／1000）
	（4）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	（1月につき　＋所定単位×257／1000）
	（5）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき　＋所定単位×204／1000）
	（6）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき　＋所定単位×167／1000）

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回･随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	−1／100	−1／100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2，702単位)							

ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×267／1000)	
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×278／1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×246／1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×257／1000)	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×204／1000)	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×167／1000)	

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2－2 地域密着型通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入浴介助を行わない場合	注 通少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合	注 重度者ケア体制加算
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1（ 416 単位）	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100			×70/100	+3/100	9時間以上10時間未満の場合+50単位 10時間以上11時間未満の場合+100単位 11時間以上12時間未満の場合+150単位 12時間以上13時間未満の場合+200単位 13時間以上14時間未満の場合+250単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位（3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位（月2回を限度）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +160単位（月2回を限度）	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位	
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1（ 436 単位）																																
		要介護2（ 501 単位）																																
		要介護3（ 566 単位）																																
		要介護4（ 629 単位）																																
		要介護5（ 695 単位）																																
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1（ 657 単位）																																
		要介護2（ 776 単位）																																
		要介護3（ 896 単位）																																
		要介護4（ 1,013 単位）																																
		要介護5（ 1,134 単位）																																
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1（ 678 単位）																																
		要介護2（ 801 単位）																																
		要介護3（ 925 単位）																																
		要介護4（ 1,049 単位）																																
		要介護5（ 1,172 単位）																																
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1（ 753 単位）																																
		要介護2（ 890 単位）																																
		要介護3（ 1,032 単位）																																
		要介護4（ 1,172 単位）																																
		要介護5（ 1,312 単位）																																
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1（ 783 単位）																																
		要介護2（ 925 単位）																																
		要介護3（ 1,072 単位）																																
		要介護4（ 1,220 単位）																																
		要介護5（ 1,365 単位）																																
ロ 療養通所介護費(1月につき)		（ 12,785 単位）					×95/100	×70/100																										
ハ 短期利用療養通所介護費(1日につき)		（ 1,335 単位）																																

ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算(Ⅰ) （1回につき 22単位を加算）	
		（二） サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1回につき 18単位を加算）	
		（三） サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1回につき 6単位を加算）	
	(2)ロを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ （1月につき 48単位を加算）	
		（二） サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ （1月につき 24単位を加算）	
	(3)ハを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ （1日につき 12単位を加算）	
		（二） サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ （1日につき 6単位を加算）	

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ （1月につき ＋所定単位×117／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ （1月につき ＋所定単位×127／1000）	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ （1月につき ＋所定単位×115／1000）	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ （1月につき ＋所定単位×125／1000）	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×105／1000）	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋所定単位×69／1000）	

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助加算(Ⅱ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(543 単位)																										
			要介護2	(597 単位)																										
			要介護3	(653 単位)																										
			要介護4	(708 単位)																										
			要介護5	(762 単位)																										
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(569 単位)																										
			要介護2	(626 単位)																										
			要介護3	(684 単位)																										
			要介護4	(741 単位)																										
			要介護5	(799 単位)																										
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(858 単位)																										
			要介護2	(950 単位)																										
			要介護3	(1,040 単位)																										
			要介護4	(1,132 単位)																										
			要介護5	(1,225 単位)																										
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(880 単位)																										
			要介護2	(974 単位)																										
			要介護3	(1,066 単位)																										
			要介護4	(1,161 単位)																										
			要介護5	(1,256 単位)																										
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(994 単位)																										
			要介護2	(1,102 単位)																										
			要介護3	(1,210 単位)																										
			要介護4	(1,319 単位)																										
			要介護5	(1,427 単位)																										
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(1,026 単位)																										
			要介護2	(1,137 単位)																										
			要介護3	(1,248 単位)																										
			要介護4	(1,362 単位)																										
			要介護5	(1,472 単位)																										
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(491 単位)																										
			要介護2	(541 単位)																										
			要介護3	(589 単位)																										
			要介護4	(639 単位)																										
			要介護5	(688 単位)																										
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(515 単位)																										
			要介護2	(566 単位)																										
			要介護3	(618 単位)																										
			要介護4	(669 単位)																										
			要介護5	(720 単位)																										
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(771 単位)																										
			要介護2	(854 単位)																										
			要介護3	(936 単位)																										
			要介護4	(1,016 単位)																										
			要介護5	(1,099 単位)																										
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(790 単位)																										
			要介護2	(876 単位)																										
			要介護3	(960 単位)																										
			要介護4	(1,042 単位)																										
			要介護5	(1,127 単位)																										
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(894 単位)																										
			要介護2	(989 単位)																										
			要介護3	(1,086 単位)																										
			要介護4	(1,183 単位)																										
			要介護5	(1,278 単位)																										
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(922 単位)																										
			要介護2	(1,020 単位)																										
			要介護3	(1,120 単位)																										
			要介護4	(1,221 単位)																										
			要介護5	(1,321 単位)																										
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	(267 単位)																										
			要介護2	(277 単位)																										
			要介護3	(286 単位)																										
			要介護4	(295 単位)																										
			要介護5	(305 単位)																										
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	(279 単位)																										
			要介護2	(290 単位)																										
			要介護3	(299 単位)																										
			要介護4	(309 単位)																										
			要介護5	(319 単位)																										
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	(445 単位)																										
			要介護2	(460 単位)																										
			要介護3	(477 単位)																										
			要介護4	(493 単位)																										
			要介護5	(510 単位)																										
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	(457 単位)																										
			要介護2	(472 単位)																										
			要介護3	(489 単位)																										
			要介護4	(506 単位)																										
			要介護5	(522 単位)																										
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	(523 単位)																										
			要介護2	(542 単位)																										
			要介護3	(560 単位)																										
			要介護4	(578 単位)																										
			要介護5	(598 単位)																										
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	(540 単位)																										
			要介護2	(559 単位)																										
			要介護3	(578 単位)																										
			要介護4	(597 単位)																										
			要介護5	(618 単位)																										
					×70/100	×70/100	−1／100	−1／100	×63/100	+3／100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	+5／100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1回につき +200単位 (月2回を限度)	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +160単位 (月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
								×63/100		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																			

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき ＋所定単位×216／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき ＋所定単位×236／1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき ＋所定単位×209／1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき ＋所定単位×229／1000)	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×185／1000)	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋所定単位×157／1000)	

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		要介護2 (15,370 単位)								
		要介護3 (22,359 単位)								
		要介護4 (24,677 単位)								
		要介護5 (27,209 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)								
		要介護2 (13,849 単位)								
		要介護3 (20,144 単位)								
		要介護4 (22,233 単位)								
		要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (572 単位)								
		要介護2 (640 単位)								
		要介護3 (709 単位)								
		要介護4 (777 単位)								
		要介護5 (843 単位)								

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）
二 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症加算(Ⅰ)（1月につき 920単位を加算）
	(2) 認知症加算(Ⅱ)（1月につき 890単位を加算）
	(3) 認知症加算(Ⅲ)（1月につき 760単位を加算）
	(4) 認知症加算(Ⅳ)（1月につき 460単位を加算）
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	（1日につき 200単位を加算(7日間を限度)）
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 800単位を加算）
ト 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)（1月につき 900単位を加算）
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)（1月につき 700単位を加算）
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)（1月につき 480単位を加算）
チ 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 64単位を加算）
リ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 1,000単位を加算）
ヌ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)（1月につき 1,200単位を加算）
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)（1月につき 800単位を加算）
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)（1月につき ＋100単位）
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)（1月につき ＋200単位）
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	（1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)）
ワ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 40単位を加算）
カ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)（1月につき 100単位を加算）
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)（1月につき 10単位を加算）
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)（1月につき 750単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1月につき 640単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1月につき 350単位を加算）
	(2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)（1日につき 25単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 21単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 12単位を加算）
タ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ（1月につき ＋所定単位×171／1000）
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ（1月につき ＋所定単位×186／1000）
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ（1月につき ＋所定単位×168／1000）
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ（1月につき ＋所定単位×183／1000）
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×156／1000）
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋所定単位×128／1000）

注
所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97／100	×70／100	−10／100	−1／100	−3／100	1日につき −50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位（7日間を限度）	1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)										
		要介護3 (824 単位)										
		要介護4 (841 単位)										
		要介護5 (859 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (753 単位)										
		要介護2 (788 単位)										
		要介護3 (812 単位)										
		要介護4 (828 単位)										
		要介護5 (845 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位)			−1／100			1日につき −50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		
		要介護2 (829 単位)										
		要介護3 (854 単位)										
		要介護4 (870 単位)										
		要介護5 (887 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (781 単位)										
		要介護2 (817 単位)										
		要介護3 (841 単位)										
		要介護4 (858 単位)										
		要介護5 (874 単位)										

注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1，280単位を加算)
ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		(1日につき 30単位を加算)
ニ 協力医療機関連携加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 57単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 5単位を加算)
ヘ 退居時情報提供加算（イを算定する場合のみ算定）		(250単位を加算)
ト 退居時相談援助加算（イを算定する場合のみ算定）		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
チ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
リ 認知症チームケア推進加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)
ル 栄養管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）		(1月につき ＋30単位を加算)
ヲ 口腔衛生管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）		(1月につき 30単位を加算)
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
カ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		(1月につき 40単位を加算)
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)
タ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)
レ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

ツ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき ＋所定単位×210／1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき ＋所定単位×228／1000)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき ＋所定単位×202／1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき ＋所定単位×220／1000)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×179／1000)
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋所定単位×149／1000)

注
所定単位数は、イからソまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入居継続支援加算(Ⅰ)	注 入居継続支援加算(Ⅱ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 夜間看護体制加算(Ⅰ)	注 夜間看護体制加算(Ⅱ)	注 若年性認知症入居者受入加算	注 協力医療機関連携加算		注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位)	×70／100	−10／100	−1／100	−3／100	1日につき ＋36単位	1日につき ＋22単位	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋18単位	1日につき ＋9単位	1日につき ＋120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき ＋100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき ＋40単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋20単位 (6月に1回を限度)
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (546 単位)		−1／100																	
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			

ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
	(2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1180単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1780単位を加算)
ホ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位)
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)
リ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき ＋所定単位×148／1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき ＋所定単位×159／1000)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき ＋所定単位×142／1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき ＋所定単位×153／1000)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×130／1000)
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋所定単位×108／1000)

注
所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 準ユニットケア加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅲ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	注 障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1 （ 600 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −5単位	−1／100	−3／100	1日につき −14単位	1日につき ＋36単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋23単位	1日につき ＋41単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋5単位	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋120単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋5単位	1日につき ＋26単位	1日につき ＋41単位
		要介護2 （ 671 単位）																									
		要介護3 （ 745 単位）																									
		要介護4 （ 817 単位）																									
		要介護5 （ 887 単位）																									
	（2） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1 （ 600 単位）																									
		要介護2 （ 671 単位）																									
		要介護3 （ 745 単位）																									
		要介護4 （ 817 単位）																									
		要介護5 （ 887 単位）																									
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 682 単位）				×97／100						1日につき ＋46単位			1日につき ＋46単位	1日につき ＋61単位												
		要介護2 （ 753 単位）																									
		要介護3 （ 828 単位）																									
		要介護4 （ 901 単位）																									
		要介護5 （ 971 単位）																									
	（2） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 682 単位）																									
		要介護2 （ 753 単位）																									
		要介護3 （ 828 単位）																									
		要介護4 （ 901 単位）																									
		要介護5 （ 971 単位）																									
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1 （ 697 単位）										1日につき ＋36単位	1日につき ＋4単位	1日につき ＋8単位	1日につき ＋13単位	1日につき ＋16単位	1日につき ＋5単位											
		要介護2 （ 765 単位）																									
		要介護3 （ 837 単位）																									
		要介護4 （ 905 単位）																									
		要介護5 （ 972 単位）																									
	（2） 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞	要介護1 （ 697 単位）																									
		要介護2 （ 765 単位）																									
		要介護3 （ 837 単位）																									
		要介護4 （ 905 単位）																									
		要介護5 （ 972 単位）																									
ニ 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（1） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 771 単位）				×97／100						1日につき ＋46単位			1日につき ＋18単位	1日につき ＋21単位												
		要介護2 （ 838 単位）																									
		要介護3 （ 913 単位）																									
		要介護4 （ 982 単位）																									
		要介護5 （ 1,048 単位）																									
	（2） 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 771 単位）																									
		要介護2 （ 838 単位）																									
		要介護3 （ 913 単位）																									
		要介護4 （ 982 単位）																									
		要介護5 （ 1,048 単位）																									

注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ホ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）	
ヘ 退所時栄養情報連携加算	（1月につき1回を限度として70単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ト 再入所時栄養連携加算	（入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
チ 退所時等相談援助加算	（1） 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
	（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
	（3） 退所時相談援助加算 （400単位）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	（4） 退所前連携加算 （500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	（5） 退所時情報提供加算 （250単位）	注 入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合
リ 協力医療機関連携加算	（1） 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 （1月につき 50単位を加算）	
	（2） 上記以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき 5単位を加算）	
ヌ 栄養マネジメント強化加算	（1日につき 11単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口移行加算	（1日につき 28単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヲ 経口維持加算	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （1月につき 400単位を加算）	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （1月につき 100単位を加算）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ワ 口腔衛生管理加算	（1） 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	
	（2） 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
カ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
ヨ 特別通院送迎加算	（1月につき 594単位を加算）	
タ 配置医師緊急時対応加算	（1） 配置医師の勤務時間外の場合 （1回につき 325単位を加算）	
	（2） 早朝・夜間の場合 （1回につき 650単位を加算）	
	（3） 深夜の場合 （1回につき 1300単位を加算）	
レ 看取り介護加算	（1） 看取り介護加算（Ⅰ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
	（4） 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）	
	（2） 看取り介護加算（Ⅱ） （1） 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）	
	（2） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（3） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）	
	（4） 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）	
ソ 在宅復帰支援機能加算	（1日につき 10単位を加算）	
ツ 在宅・入所相互利用加算	（1日につき 40単位を加算）	
ネ 小規模拠点集合型施設加算	（1日につき 50単位を加算）	
ナ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ラ 認知症チームケア推進加算	（1） 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
	（2） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
ム 認知症行動・心理症状緊急対応加算	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ウ 褥瘡マネジメント加算	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）	
キ 排せつ支援加算	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
ノ 自立支援促進加算	（1月につき 280単位を加算）	
オ 科学的介護推進体制加算	（1） 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
	（2） 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）	
ク 安全対策体制加算	（入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）	
ヤ 高齢者施設等感染対策向上加算	（1） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（2） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
マ 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）	
ケ 生産性向上推進体制加算	（1） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	（2） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
フ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
コ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×163／1000）	注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×176／1000）	
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×159／1000）	
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×172／1000）	
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×136／1000）	
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×113／1000）	

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算（1月につき）	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1） 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,447 単位）	×70／100	−1／100	−1／100	−1／100	×70／100	×97／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 17,415 単位）										−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 24,481 単位）										−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 27,766 単位）										−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 31,408 単位）										−2,914単位	−2,914単位	−95単位
	（2） 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,214 単位）										−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 15,691 単位）										−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 22,057 単位）										−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 25,017 単位）										−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 28,298 単位）										−2,914単位	−2,914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 571 単位）												
		要介護2（ 638 単位）												
		要介護3（ 706 単位）												
		要介護4（ 773 単位）												
		要介護5（ 839 単位）												

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）

ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 920単位を加算）
	（2） 認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 890単位を加算）
	（3） 認知症加算（Ⅲ）	（1月につき 760単位を加算）
	（4） 認知症加算（Ⅳ）	（1月につき 460単位を加算）

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）	（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 800単位を加算）
ト 栄養アセスメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 50単位を加算）
チ 栄養改善加算（イを算定する場合のみ算定）	（1回につき 200単位を加算（1月に2回を限度））

リ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））
	（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））

ヌ 口腔機能向上加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1回につき ＋150単位（月2回を限度））
	（2） 口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1回につき ＋160単位（月2回を限度））

ル 退院時共同指導加算（イを算定する場合のみ算定）	（1回につき 600単位を加算）
ヲ 緊急時対応加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 774単位を加算）

ワ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 特別管理加算（Ⅰ）	（1月につき 500単位を加算）
	（2） 特別管理加算（Ⅱ）	（1月につき 250単位を加算）

カ 専門管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 250単位を加算）
ヨ ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 2,500単位を加算）

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

タ 遠隔死亡診断補助加算（イを算定する場合のみ算定）	（150単位を加算）

注
主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

レ 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 看護体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 3，000単位を加算）
	（2） 看護体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 2，500単位を加算）

ソ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 1，000単位を加算）

ツ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 1，200単位を加算）
	（2） 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 800単位を加算）

ネ 褥瘡マネジメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	（1月につき 3単位を加算）
	（2） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（1月につき 13単位を加算）

ナ 排せつ支援加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 排せつ支援加算（Ⅰ）	（1月につき 10単位を加算）
	（2） 排せつ支援加算（Ⅱ）	（1月につき 15単位を加算）
	（3） 排せつ支援加算（Ⅲ）	（1月につき 20単位を加算）

ラ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 40単位を加算）

ム 生産性向上推進体制加算	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）

ウ サービス提供体制強化加算	（1） イを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 750単位を加算）
		（二） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 640単位を加算）
		（三） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1月につき 350単位を加算）
	（2） ロを算定している場合	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 25単位を加算）
		（二） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 21単位を加算）
		（三） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 12単位を加算）

ヰ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	（1月につき ＋所定単位×168／1000）
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	（1月につき ＋所定単位×177／1000）
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	（1月につき ＋所定単位×165／1000）
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	（1月につき ＋所定単位×174／1000）
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×153／1000）
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋所定単位×125／1000）

注
所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 9時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1） 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）（旧単独型）	（一） 3時間以上4時間未満	要支援1（ 475 単位）	×70/100	×70/100	−1／100	−1／100	×63/100	+3／100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	+5／100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +100単位 （3月に1回を限度）	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +27単位	1月につき +20単位	1日につき +60単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1回につき +20単位 （6月に1回を限度）	1回につき +5単位 （6月に1回を限度）	1月につき +150単位	1月につき +160単位	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
			要支援2（ 526 単位）																									
		（二） 4時間以上5時間未満	要支援1（ 497 単位）																									
			要支援2（ 551 単位）																									
		（三） 5時間以上6時間未満	要支援1（ 741 単位）																									
			要支援2（ 828 単位）																									
		（四） 6時間以上7時間未満	要支援1（ 760 単位）																									
			要支援2（ 851 単位）																									
		（五） 7時間以上8時間未満	要支援1（ 861 単位）																									
			要支援2（ 961 単位）																									
		（六） 8時間以上9時間未満	要支援1（ 888 単位）																									
			要支援2（ 991 単位）																									
	（2） 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（旧併設型）	（一） 3時間以上4時間未満	要支援1（ 429 単位）																									
			要支援2（ 476 単位）																									
		（二） 4時間以上5時間未満	要支援1（ 449 単位）																									
			要支援2（ 498 単位）																									
		（三） 5時間以上6時間未満	要支援1（ 667 単位）																									
			要支援2（ 743 単位）																									
		（四） 6時間以上7時間未満	要支援1（ 684 単位）																									
			要支援2（ 762 単位）																									
		（五） 7時間以上8時間未満	要支援1（ 773 単位）																									
			要支援2（ 864 単位）																									
		（六） 8時間以上9時間未満	要支援1（ 798 単位）																									
			要支援2（ 891 単位）																									
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1） 3時間以上4時間未満		要支援1（ 248 単位）																									
			要支援2（ 262 単位）																									
	（2） 4時間以上5時間未満		要支援1（ 260 単位）																									
			要支援2（ 274 単位）																									
	（3） 5時間以上6時間未満		要支援1（ 413 単位）																									
			要支援2（ 436 単位）																									
	（4） 6時間以上7時間未満		要支援1（ 424 単位）																									
			要支援2（ 447 単位）																									
	（5） 7時間以上8時間未満		要支援1（ 484 単位）																									
			要支援2（ 513 単位）																									
	（6） 8時間以上9時間未満		要支援1（ 500 単位）																									
			要支援2（ 529 単位）																									

	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
ニ 介護職員等処遇改善加算	（1） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （1月につき ＋所定単位×216／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （1月につき ＋所定単位×236／1000）	
	（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （1月につき ＋所定単位×209／1000）	
	（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （1月につき ＋所定単位×229／1000）	
	（5） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×185／1000）	
	（6） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋所定単位×157／1000）	

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分	注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	×70／100	－1／100	－1／100	－1／100	×70／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)
		要支援2 (6,972 単位)
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)
		要支援2 (6,281 単位)
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)
		要支援2 (531 単位)
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1，200単位を加算)
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき ＋100単位)	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき ＋200単位)	
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)
ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき ＋所定単位×171／1000)	
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき ＋所定単位×186／1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき ＋所定単位×168／1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき ＋所定単位×183／1000)	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×156／1000)	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋所定単位×128／1000)	

注
所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	−10／100	−1／100	−3／100		1日につき ＋50単位			1日につき ＋120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)							1日につき −50単位		1日につき ＋25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)				−1／100				1日につき ＋50単位		1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)							1日につき −50単位		1日につき ＋25単位		

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ニ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)
ホ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ＋30単位を加算)
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

レ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき ＋所定単位×210／1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき ＋所定単位×228／1000)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき ＋所定単位×202／1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき ＋所定単位×220／1000)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×179／1000)
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋所定単位×149／1000)

注
所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。